

令和 3 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(8 月 定 例 会 議 事 録)

令和3年8月10日(火) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 4. 堀江 政由 | 5. 仁木 紹祐 |
| 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 |
| 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 |
| 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 | 18. 太田 裕恭 |
| 19. 山下 英男 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|----------|
| 3. 池田 幸正 | 8. 坂本 弘治 |
|----------|----------|

事務局(8名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 村上 主任 | 亀澤 主任 | 今井 主事 |
| 定兼 主査 | 小椋 主査 | 濃野 主幹 | 松田 参事 |

議 事

- 議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 35号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 36号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 37号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 38号 非農地証明願承認について
- 議案第 39号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 40号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 41号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 42号 農地の取得に係る下限面積の引き下げについて
- 報告第 10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和3年8月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、8番坂本委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

みなさま、暑い中、大変ご苦勞様です。梅雨が終わった途端に台風、猛暑と大変な日が続いています。農作物の管理はもとより、農作業中の体調管理、特に熱中症には気をつけていただくようお願いいたします。また、コロナの第5波の影響が始めており、津山市役所でも陽性判定が出たと聞いています。本日の定例会は通常通り開催しますが、9月以降は感染の状況をふまえての対応を事務局と話し合っただけで考えていきます。本日も議事がスムーズに進行するように委員の方々の協力をお願いします。

太 田 委 員

それでは先程開催されました運営委員会の報告を太田運営委員長さんよりお願いいたします。

先ほど開催されました第5回運営委員会について、私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、ご協議よろしくお願ひいたします。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございます。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。14番高山委員、15番大山委員、よろしくお願ひいたします。

事務局（津山）

それでは、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明お願ひいたします。

それでは、議案第34号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から11件、勝北地区から6件、久米地区から2件、合計20件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局（加茂）

1-1についてですが、日上の60歳の女性から、同じく日上の39歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請1件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、岡山市北区学南町の69歳の男性から、山北の43歳林業兼農業の男性への、増反による所有権移転です。譲受人は申請地すぐの空き家を購入しており、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住してこられるとのことです。美作市にて耕作を行っているとして申出を受けており、美作市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美作市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

2-2から2-11についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。2-2の譲渡人は岡山市南区松浜町の48歳男性、2-3の譲渡人は井口の66歳男性、2-4の譲渡人は加茂町小淵の60歳男性、2-5の譲渡人は同じく加茂町小淵の60歳男性、2-6の譲渡人は同じく加茂町小淵の73歳男性、2-7の譲渡人は倉敷市新田の50歳男性、2-8及び2-9の譲渡人は加茂町小淵の94歳男性となり、2-9については共有持分3分の2のみの移転となります。2-10の譲渡人は岡山市北区西古松の59歳男性、2-11の譲渡人は大阪府堺市西区鳳東町の50歳女性、以上の譲渡人から、加茂町公郷の66歳会社役員の男性への増

事務局（勝北）

反による所有権移転です。2-2から2-11の申請地のうち耕作が放棄された状況の農地については、農地復旧計画書の添付を受けております。なお、譲受人個人の申請となっておりますが、これらの農地については、法人を設立し、その法人が、これらの農地を活用し、稲作栽培による営農型太陽光発電施設を行う予定との連絡を受けております。

以上、加茂地区の申請11件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1及び4-2についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。西中の77歳の男性及び西中の56歳の男性から、加茂町公郷の66歳会社役員の男性への増反による所有権移転です。耕作が放棄された状況の農地については、農地復旧計画書の添付を受けており、稲作栽培による営農型太陽光発電施設を行う予定との連絡を受けております。

続きまして、4-3及び4-4についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。勝央町の75歳の男性及び兵庫県姫路市の73歳の女性外1名から、三浦の37歳建設業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と、計画どおりの営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員との面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、4-5及び4-6についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。奥津川の81歳の男性及び同じく奥津川の71歳の男性から、同じく奥津川の64歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請6件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、一方の73歳の女性から、中島の71歳司法書士の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、5-2についててですが、戸脇の74歳の男性から、南方中の45歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第34号の説明は以上です。

長 森 会 長
長 森 会 長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員から意見をお願いします。

1番長森です。1-1日上ですが只今の事務局の説明通り、坂本委員からも問題ないと聞いております。よろしくをお願いします。

山 下 委 員

19番山下です。加茂の2-1ですが、事務局が説明した通り、問題ありません。

竹 内 委 員

17番竹内です。2-2から2-11ですが、それぞれ問題ありませんのでよろしくをお願いします。

尾 島 委 員

6番尾島です。4-1、4-2について説明いたします。先程の加茂と同じ受け人で問題はあります。よろしくをお願いします。

堀 江 委 員

4番堀江です。4-3、4-4について説明します。新規の農業者でぶどう園を営むと聞いております。4-5、4-6につきましては増反による取得です。よろしくをお願いします。

植 本 委 員

16番植本です。5-1につきまして説明します。受人は私もよく知っており、田んぼもきちんと管理されております。問題ないと思います。

太田委員	18番太田です。5-2について説明します。受人はIターンで新規就農された方です。申請地でぶどうを作って7、8年が経っており、この度、自分の所有にするということです。全く問題ないと思います。
長森会長	はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようでしたら採決に移ります。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局(津山)	はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。 続きまして、事務局、議案第35号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明をお願いします。 それでは、議案第35号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページは8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・高野山西の田、40㎡の件についてです。この件につきましては、議案第36号1-1番及び1-2番と一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は進入路です。転用事業者は、高野山西にお住まいの68歳農業の男性です。申請地の隣接地に、申請者の子が一般住宅の建築を予定していますが、進入の為の道路の幅員が狭いことから幅員拡幅するため、申請地を進入路として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接する道と同じ高さでコンクリート舗装を行い、雨水排水については、側溝を設けへ既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第35号の説明は以上です。
長森会長 小島委員	はい、ありがとうございました。続きまして担当委員からご意見をお願いします。 7番小島です。事務局の説明通りですので、よろしくをお願いします。5条の1-1、1-2も同一の方が申請されていますが、5条の1-1の受人は息子さんになりますので、よろしくをお願いします。
長森会長	ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等ありませんか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局	はい、賛成多数という事で原案通り承認します。 続きまして議案第36号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。 それでは、議案第36号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、使用貸借権設定1件の計8件の申請です。議案書のページは9ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・高野山西の田、411㎡の使用貸借権設定の件についてです。この件につきましては、議案第35号1-1番及び議案第36号1-2番と一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は川崎にお住いの35歳会社員の男性です。現在、借家にて生活していますが、将来のため、実家近くの父が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側に擁壁と法面、東側及び南側にブロック壁を設け、雨水排水

については、フリーム及び溜柵を設け既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・高野山西の畑、20.78㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、議案第35号1-1番及び議案第36号1-1番と一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は進入路です。転用事業者は、高野山西にお住まいの68歳農業の男性です。申請地の隣接地に、申請者が一般住宅の建築を予定していますが、進入の為に道路の幅員が狭いことから幅員拡張するため、申請地を譲り受け、進入路として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接する道と同じ高さでコンクリート舗装を行い、雨水排水については、側溝を設けへ既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野山西の畑、2,278㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は太陽光発電設備販売設置業です。現在、太陽光発電設備販売設置業を始めとした事業展開をしておりますが、事業拡張のため、隣接する雑種地等と合わせて申請地を譲り受け、露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、地すべり防止の工事を実施しており、雨水排水については、既存水路へ流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・二宮の田、1,478㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、1-5番と関連する計画となっています。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は集会所で、施設の概要は、鉄骨造2階建て全高8.0m程度の集会所1棟及び露天駐車場です。転用事業者は岐阜県高山市に主たる事務所を置く宗教法人です。現在、集会所として建物を借り受けていますが、建物の老朽化が進んでおり、この度、信者から土地の提供の申し出があったことから、申請地を譲り受け、集会所と露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側及び南側は新設水路を、東側は新設側溝を設け、雨水排水については、溜柵を通じて、既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて、既設水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・二宮の田、501㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、1-4番と関連する計画となっています。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は1-4番と同じ宗教法人です。申請地近くに集会所と露天駐車場を整備する計画ですが、その露天駐車場だけでは開催する集會に参加する信者の駐車場には不足することから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、外周にフリームを設け、雨水排水については、フリーム、溜柵を通じて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨

の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見
て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・戸島の田及び畑、2,698㎡、所有権移転の件についてで
す。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転
用目的は、露天駐車場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転
用事業者は上田邑に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は運送業で
す。上田邑にある本社敷地に隣接する土地を賃借し事業を行っていましたが、所
有者から返却を求められたことから駐車場及び資材置場を確保する必要が生じ、ま
た、申請地近くに資材置場を所有していることから、申請地隣接地の農地転用を受
けておりますが、この度、申請地について、譲り受ける協議が整ったことから、露
天駐車場及び露天資材置場として整備するため転用するものです。転用にあたり、
境界部分については、既存法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び既存水
路へ流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となってい
ます。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に
代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見
て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・日上の田、435㎡、所有権移転の件についてです。農地区
分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、
露天資材置場です。転用事業者は国分寺にお住いの52歳土木工事業の男性です。
転用事業者は個人事業主として土木工事業を行ってありますが、開業から業績も伸
び、取り扱い資材も増えたことにより資材置場の確保が必要になったことから、申
請地を譲り受け、露天資材置場とするため転用するものです。転用にあたり、境界
部分については、盛土は行わず砕石敷きとし、雨水排水については、自然浸透で対
処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加
茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替
地もないとのことから、転用目的は農地区分から見
て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・大篠の畑、316㎡、所有権移転の件についてです。農地区
分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、
露天駐車場です。転用事業者は大篠にお住いの61歳農業の女性です。地区の集
会所に駐車場がなく、地域住民の高齢化により、会合に自家用車で参加する住人
が増えていることから、申請地を譲り受け、露天駐車場として貸し付けるため
転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず砕石敷き
とし、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影
響を未然に防止する計画となっています。大篠町内会から差し支えない旨の承
諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農
地区分から見
て問題ないものと考えます。

議案第36号の説明は以上です。

長 森 会 長
小 島 委 員

ありがとうございます。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。
7番小島です。1-1から1-3まで、事務局の説明した通り問題ないと思いま
すのでよろしく願います。

長 森 会 長

1番長森です。1-4と1-5の二宮、1-6の戸島ですが事務局の説明通り
で、池田委員より特に問題ないと報告を受けております。よろしく願います。
1-7の日上の件ですが、事務局の説明通りで、坂本委員からも問題ないと聞
いております。

長 森 会 長

1-8の大篠については、地元の集会所の駐車場なので問題ありません。よろ
しく願います。

長 森 会 長
*

事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本
案につきまして何か皆さんご質問等ありませんか。
ありません。
ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願い
し

				ます。
	*			<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、挙手多数という事でございます。よって本案は原案通り承認といたします。ありがとうございました。</p> <p>続いて議案第37号農地転用事業計画変更承認について、事務局、説明をお願いします。</p>
事	務	局		<p>それでは、議案第37号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと11ページから12ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-1番・国分寺の雑種地、754.00㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸宗教施設で、施設の概要は、木造平屋建て全高3.2m程度のお堂1棟及び露天駐車場です。申請地において、お堂及び露天駐車場を設けるため、令和2年12月15日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を完了し、造成を完了するなど転用事業を進めておりましたが、当初計画にあった馬頭観音像2基の移設により法面崩落の危険性があると判明したため、観音像の移設は行わず、当初計画の建築は断念せざるを得なくなったことから、お堂を観音像の正面の位置に変更し、露天駐車場の位置などを変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、法面のほか既存の壁があり、雨水排水については、素掘水路を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。</p> <p>議案第37号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長	ありがとうございます。続きまして地区担当委員のご意見ををお願いします。
長	森	会	長	1番長森です。1-1、只今の事務局の説明通りで特に問題ありません。坂本委員からもそのように聞いております。よろしくをお願いします。
長	森	会	長	事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等ありませんか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。
				続きまして、議案第38号に非農地証明願承認について筆頭者説明をお願いします。
高	山	委	員	14番高山です。1-1について説明します。土地の所有者は現在、市外に住んでおり、その親戚が自宅跡及び周辺の農地の管理をしていましたが、高齢により維持管理ができなくなってしまったようです。高山推進委員と現地調査し、やむを得ないと判断しました。よろしくをお願いします。
山	下	委	員	19番山下です。加茂の2-1ですが、昭和60年頃に車庫を建て、残りの部分は埋め立てられており、農地でない状態となっています。また一部は法面のようところで、農地としては使えないところです。よろしくをお願いします。
竹	内	委	員	17番竹内です。2-2ですが、平成元年頃に家を新築した際、隣地にはみだして建築してしまったということです。よろしくをお願いします。
尾	島	委	員	6番尾島です。4-1、4-2について説明します。4-1ですが、平成8年頃、カーポートを作ったということで仕方ないと思います。4-2については、平成10年ごろに物置を建てられたということでやむを得ないと思います。よろしくをお願いします。

岡田委員	11番岡田です。4-3ですが、平成15年頃に農地法を知らずに倉庫を建てたものです。よろしくお願いします。
植本委員	16番植本です。5-1、5-2について説明します。申請人は数十年前から法人で精力的に農業をされておられる方で、その際に農業用の施設を作ってしまったようです。やむを得ないと思います。
長森会長	はい、ありがとうございました。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、何かご意見ございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手お願いします。
* 長森会長	《 多数、挙手 》 賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。
山下委員	続きまして、議案第39号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明お願いします。
山下委員	19番山下です。申請地は、所有者ですら場所がわからなくなるような農地で復旧は不可能と思われま。また、2-2の申請地は面積が小さかったり、山の陰になっていたりして、農業できるようなところではありません。よろしくお願いします。
竹内委員	17番竹内です。家の前の畑で、この家が空き家になっています。そのため長年耕作されていない状況です。よろしくお願いします。
尾島委員	6番尾島です。4-1について説明します。他の方の田んぼの法面になっています。やむを得ないと思います。4-2、4-3、4-4については、お手元の写真をご覧ください。状況としては山になっています。仕方ないと思います。
長森会長	ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございます。本案についてご質問、ご意見はございませんか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
* 長森会長	《 多数、挙手 》 賛成多数ということで、原案通り承認されました。
事務局	続きまして、議案第40号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第40号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、18ページから20ページです。18、19ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区2件、久米地区1件の合計3件、所有権移転によるものが津山地区2件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第40号の説明は以上です。
長森会長	ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等ございませんか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。
* 長森会長	《 多数、挙手 》 賛成多数ということで、原案通り承認されました。
事務局	続きまして、議案第41号農用地利用集積計画の承認（農地中間管理権の取得）について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第41号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。 議案書のページは、21ページから22ページです。21ページに集計表を載せ

			ております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、勝北地区1件です。	
			以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。	
			議案第41号の説明は以上です。	
長	森	会	長	ありがとうございます。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等ございませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、議案第42号農地の取得に係る下限面積の引き下げについて上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事	務		局	議案第42号について説明します。
				まず、下限面積についてですが、下限面積とは、農地を耕作目的で取得しようとする者が、取得しようとする農地と合わせて権利を有しておかなければならない別段の面積のことで、津山市内全域で30アールとなっています。
				今回の下限面積の引下げについては、耕作放棄地の解消や新規就農の増進のために、高齢兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合や、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、農地に関する権利の取得に際する下限面積要件の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断される場合においては、下限面積を区域の実情に応じて弾力的に引き下げる取扱いとなっております。
				議案第42号は、今後農地法第3条の申請を予定される方からこの引下げの申し出を受けたことにより、区域の実情に応じて下限面積を30アールから1アールに引き下げるものです。事務局からの説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございます。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等ございませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事	務		局	報告第10号について説明します。議案書のページは24ページから29ページです。
				今回は、相続によるものが6件51筆となっております。
				また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。報告第10号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございます。それでは、議事はここで終わりましたが委員のみなさまから、何かございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないという事ですので、事務局から次回の日程について説明をお願いします。
事	務		局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、9月の定例委員会ですが、令和3年9月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。
				次回、9月の定例委員会ですが、令和3年9月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。
				運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さん

におかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しく
ださい。

また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不
良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加
えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてござ
いますので、ご利用いただきたいと存じます。

事務局からの連絡は、以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたし
ます。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
